

区分支給限度基準額

区分支給限度基準額

現状・課題

1. 区分支給限度基準額の現状等

- 介護保険制度においては、身体への侵襲等を伴い利用に一定の歯止めがかかりやすい医療サービスとは異なり、介護サービスは、生活に密接に関連し利用に歯止めが利きにくいことや、同じ要介護度であっても利用者のニーズが多様であること等の特性があることから、居宅介護サービス及び地域密着型サービスについて、要介護度別に上限額を設定し、一定の制約を設けるとともに、その範囲内でサービスの選択を可能とする仕組みとして、区分支給限度基準額が設定されている。（参考資料P1）
- ただし、居宅介護サービス及び地域密着型サービスであっても、医師等の判断により行われる「居宅療養管理指導」や、利用期間中に他のサービスを組み合わせることがない「居住系サービス」（短期利用を除く）や「施設サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）」については、限度額は適用されない。また、政策上の配慮から限度額の対象外とされている加算が様々ある。（参考資料P3）
- 平成26年度介護報酬改定では、消費税率の5%から8%への引上げに伴う介護報酬への上乗せ対応を行うことにより、従前と同量のサービスを利用しているにもかかわらず、限度額を超える利用者が新たに生じること等から引き上げた。（参考資料P2）
- また、平成27年度介護報酬改定においては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について、他の標準的な介護サービスと組み合わせた場合、状況によっては限度額を超えることがあることを踏まえ、これらのサービスの普及を図る観点から、限度額の適用対象外となる加算を拡大した。（参考資料P2、3）
- 利用者に占める区分支給限度基準額を超えている者の割合については、平成29年4月審査分において2.3%となっている。（参考資料P4）

区分支給限度基準額

現状・課題

2. 訪問系サービスにおける集合住宅に係る減算と区分支給限度基準額の関係

- 訪問系サービスについては、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）等に居住する利用者に対して訪問する場合に、報酬を一定程度減算する仕組みが存在する。（参考資料P 6、7）
- 一方、区分支給限度基準額に係る費用の算定に際しては減算後の単位数により判定されることから、集合住宅に係る減算が適用される者が、減算が適用されない者よりも多くの介護サービスを利用できる現状となっている。

区分支給限度基準額

論点

- 区分支給限度基準額の現状等を踏まえ、そのあり方や適用対象外となる加算等についてどのように考えるか。特に、訪問系サービスについて、集合住宅に係る減算の適用を受けている者と、当該減算を受けていない者との公平性の観点から、当該減算と区分支給限度基準額との関係についてどのように考えるか。